

米子市小規模修繕工事等希望者登録要領

1 目的

市が発注する小規模な修理及び修繕等（以下「小規模修繕工事等」という。）の契約において、市内に主たる営業所を置く小規模な事業者の受注機会を積極的に拡大することにより、市内経済の活性化を図る。

2 小規模修繕工事等の範囲

小規模修繕工事等は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であるもので、1件の予定価格が50万円以下のものとする。

3 登録できる者

米子市内に主たる営業所を置く事業者（建設業の許可の有無、経営組織及び従業員数は問わない。）で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていないこと。
- (2) 米子市建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しないこと。
- (4) 市税を滞納していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていること。

4 登録の申請

(1) 定時登録申請

登録の受付時期は、西暦の偶数年の2月1日から同月末日までの期間とする。（受付最終日が米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第2条第1項各号に掲げる日（以下この号において「市の休日」という。）に該当する場合は、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日とする。）

(2) 随時登録申請

随時の登録申請を受け付ける。なお、この場合における米子市小規模修繕工事等希望者登録名簿（以下「名簿」という。）への登録は、当該受付をした日の属する月の翌々月とする。

(3) 有効期間

有効期間は、2年間とする。ただし、随時登録者に係る有効期間は、当該随時登録を行う年度において、現に定時登録を受けている事業者の有効期間の残期間と同一とする。

(4) 申請書類及び添付

- ア 米子市小規模修繕工事等希望者登録申請書（様式1）
- イ 市税情報確認同意書（様式2）
- ウ 希望業種の履行に必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- エ 役員等調書兼照会承諾書（様式3）

(5) 受付場所

米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課

5 名簿

登録申請の受付を終えた者は、名簿に登録し、小規模修繕工事等の業者選定に活用するものとする。

ただし、名簿への登録は、指名及び契約を約束するものではない。

また、第3項各号のいずれかに該当する場合は、名簿への登録を行わない。

6 登録事項の変更等

名簿に登録されている者（以下「名簿登録者」という。）は、登録事項に変更又は事業の廃止があったときは、速やかに、米子市小規模修繕工事等希望者登録事項変更届・廃止届（様式4）を提出しなければならない。

7 登録の取消し

名簿登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 倒産し、若しくは破産した場合又は契約の履行が不可能な状態にあると認められたとき。
- (3) 契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があったとき。

8 運用

発注課は、小規模修繕工事等の業者選定に際して、積極的に名簿登録者に対し見積りの参加機会を与えるように努めるものとし、次に掲げる事項により業者選定を行うものとする。

- (1) 登録希望業種の優先順位
- (2) 施工場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施工に関して必要な事項

9 契約保証金

名簿登録者との契約の締結に際しては、契約保証金を免除するものとする。

10 米子市建設工事執行規則の適用除外

小規模修繕工事等については、米子市建設工事執行規則（平成17年米子

市規則第106号)第1条に規定する「市長が軽易であると認めるもの」として、同規則の適用はしない。

11 規定外事項

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年12月29日から施行する。

(経過措置)

2 本要領が施行された際現に旧米子市小規模修繕工事等希望者登録要領(平成16年9月29日施行。以下「旧要領」という。)第5項の規定により名簿に登録されている事業者については、旧要領は、なおその効力を有する。

3 この要領の施行の日から平成18年1月31日までの間に随時登録申請を行う事業者に係る当該登録の有効期限は、同年3月31日とし、その間にあつては、当該随時登録申請を行った事業者について、旧要領を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年1月15日から施行する。

2 この要領の施行の日から平成28年1月31日までの間に随時登録申請を行う事業者に係る当該登録の有効期限は、同年3月31日とし、その間にあつては、当該随時登録申請を行った事業者について、旧要領を適用する。

(施行期日)

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

別表 1

小規模修繕工事等の例示

番号	工事等の種類	工事等の例示
1	土木一式工事	道路（側溝等）・下水（マンホール等）・水路（護岸等）の修繕工事
2	建築一式工事	建物等の修繕工事
3	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
4	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付工事等
5	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、足場等仮設工事、工作物解体工事、土工事、コンクリート工事、ネットフェンス工事等
6	石工事	石積み工事等
7	屋根工事	屋根ふき工事等
8	電気工事	送配電設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事等
9	管工事	空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガス管配管工事、ダクト工事等
10	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、れんが積み工事、タイル張り工事等
11	鋼構造物工事	鉄骨工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事等
12	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事等
13	舗装工事	アスファルト舗装工事、砂・砂利舗装工事
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事等
15	板金工事	板金加工取付け工事等
16	ガラス工事	ガラス加工取付け工事等
17	塗装工事	塗装工事等
18	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事等
19	内装仕上工事	天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、カーテン・ブラインド工事等
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事等
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事等
22	電気通信工事	電気通信路線設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事等
23	造園工事	植栽工事、公園設備工事、園路工事等
24	さく井工事	さく井工事、揚水設備工事
25	建具工事	サッシ工事、シャッター工事、金属製・木製建具工事等
26	消防施設工事	火災報知設備工事等
27	清掃施設工事	ごみ処理施設工事等
28	その他の工事	上記以外の工事